

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>I 現状</p> <p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>(台風)</p> <ul style="list-style-type: none">市内では、これまでも数々の台風被害に見舞われてきた。特に、平成30年の台風第24号においては、暴風、大雨等により広い範囲で多大な被害を及ぼした。 <p>(洪水)</p> <ul style="list-style-type: none">国交省「重ねるハザードマップ」によると、本市では洪水浸水想定区域の該当区域はない。沖縄県の「安謝川水系安謝側洪水浸水想定区域図(令和4年2月)」によると、本市勢理客3丁目および内間3丁目において最大3メートル未満の浸水が想定されている。また、この浸水継続時間は12時間未満と想定されている。 <p>(土砂災害)</p> <ul style="list-style-type: none">国交省「重ねるハザードマップ」によると、本市の警戒区域等は以下の通りとなっている。 【急傾斜地崩壊警戒区域】経塚1丁目や港川1丁目など市内に複数箇所が点在している 【急傾斜地崩壊危険箇所】経塚1丁目や港川1丁目など市内に複数箇所が点在している 【地すべり警戒区域】宮城2丁目、大平3丁目、沢岬2丁目、前田2丁目 【地すべり危険箇所】宮城2丁目、大平3丁目、沢岬2丁目、前田2丁目、前田4丁目、安波茶3丁目、当山1丁目、当山3丁目 <p>(地震)</p> <ul style="list-style-type: none">地震ハザードカルテ(J-SHIS 2022年基準)における市内の今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は以下のとおりと予測されている。 浦添市役所付近 (浦添市安波茶1丁目) 20.9% 浦添商工会議所付近(浦添市勢理客4丁目) 42.6% <p>(津波)</p> <ul style="list-style-type: none">国交省「重ねるハザードマップ」によると、本市の沿岸部や河川河口付近が想定浸水区域に該当しており、最大浸水深は港川5丁目などで5～10メートルと想定されている。沖縄県による「津波災害警戒区域(通称:イエローゾーン)」において、本市の沿岸部が同警戒区域に指定されている。(指定日 平成30年3月27日)当会議所の所在地は津波想定浸水区域(国交省)には該当していないが、沖縄県が指定するイエローゾーン内となっている。 <p>(液状化)</p> <ul style="list-style-type: none">国交省「重ねるハザードマップ」によると、本市では主に以下地域で液状化の発生が想定されている。 発生傾向「中～高」 西洲2丁目、勢理客4丁目、勢理客3丁目、牧港5丁目、牧港4丁目 発生傾向「低」 当山3丁目、前田3丁目、大平3丁目当会議所の所在地が液状化の発生傾向「高」の地域に該当している。 <p>(感染症)</p> <ul style="list-style-type: none">新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

沖縄県令和3年度経済センサス活動調査(速報) 令和4年8月発表より

- ・商工業者数 5, 261
- ・従業員数 62, 012

●表6 市町村別事業所数及び従業員数

市町村名	2021年(令和3年)				【参考】2016年(平成28年)				
	事業所数	合計に占める割合(%)	従業員数(人)	合計に占める割合(%)	事業所数	合計に占める割合(%)	従業員数(人)	合計に占める割合(%)	
合計	62,205	100.0	581,124	100.0	64,285	100.0	553,619	100.0	
市部	那覇市	16,489	26.5	161,488	27.8	17,339	27.0	156,031	28.2
	宜野湾市	3,515	5.7	33,609	5.8	3,661	5.7	32,121	5.8
	石垣市	2,883	4.6	19,521	3.4	3,085	4.8	19,879	3.6
	浦添市	5,261	8.5	62,012	10.7	5,206	8.1	55,345	10.0
	名護市	2,585	4.2	25,009	4.3	2,874	4.5	24,455	4.4
	糸満市	2,326	3.7	20,826	3.6	2,398	3.7	20,501	3.7
	沖縄市	5,017	8.1	47,189	8.1	5,275	8.2	44,432	8.0
	豊見城市	2,199	3.5	23,879	4.1	2,043	3.2	21,729	3.9
	うるま市	4,169	6.7	38,527	6.6	4,368	6.8	37,062	6.7
	宮古島市	3,001	4.8	20,398	3.5	2,918	4.5	18,360	3.3
	南城市	1,477	2.4	11,348	2.0	1,366	2.1	9,651	1.7

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ハザードマップの作成、災害備蓄品の確保、災害時における市公式ホームページや公式 SNS での情報発信、浦添市防災行政速報メール配信サービスでの情報発信

2) 当所の取組

- ・事業者BCP(事業継続計画(BCP)や事業継続力強化計画)に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・当所と連携する損保会社等の協力を仰ぎ計画策定を推進する
- ・浦添市が実施する防災訓練や「浦添市産業振興センター・結の街」の指定管理者としての防災訓練への参加及び協力

II 課題

(1) 災害等に対する各計画の実効性確保に向けた取り組み

当所の事業継続計画（BCP）と当市の防災計画との整合性の検証などを行っていないため、今後、定期的な見直しや更新、実効性確保に向けた訓練や予算措置などが必要である。（例えば、当市が策定した「浦添市地域防災計画（平成31年3月修正）」において、当所の役割が以下のとおり明記されているが、その役割発揮に向けて平時より当市をはじめとする関係者との連携・協力体制を構築する必要がある。）

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（総則1-5-7）

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(8) 浦添商工会議所、沖縄県商工会議所連合会

①被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

②救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること

③災害時における物価安定についての協力に関すること

(2) 小規模事業者に対する事業者BCP策定意欲の啓発

これまでも事業者BCPに関する周知活動や策定セミナーの開催をしてきたが、管内事業者の計画策定の促進に上手く繋がっていない。

(3) 事業者BCPに関連した人材育成

平時や緊急時において小規模事業者に対し、事業者BCP推進や支援ノウハウをもった人材や事業者BCPの推進に併せて、保険共済制度等の助言を行える人材が不足している。

III 目標

(1) 災害等に対する組織体制の強化

災害・感染症等発生時の初動対応や応急対応、発災後の速やかな事業再開・復興支援が行えるよう、当所BCPや本市防災計画と本計画の整合性を適宜見直しつつ、行政・関係機関が連携した組織的な体制の構築、防災・減災対策の実施強化を図る。

(2) 小規模事業者に対する事業者BCPの周知と策定支援

小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性や事業者BCPの重要性を周知するとともに、自発的に計画を策定するように啓発する。

また、災害等が事業活動に与える影響を軽減するため、損害保険等の加入促進を行うと共に、活用できる公的制度に関する情報提供を行う等、支援体制を強化する。

(3) 事業者BCPに関連した人材育成

小規模事業者に対し、事業者BCPの策定や保険・共済等に関する適切な助言や支援が行えるよう、支援者もセミナーへ参加する等、自己研鑽に励み支援体制の強化を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～ 令和10年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所 BCP と当市ハザードマップの整合性を確認しつつ、役割分担、体制を連携しながら以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

浦添市では4つの計画が策定されていることから、本計画との整合性を確認しながら、発災時、迅速に対応できるよう備える。

- ・浦添市国土強靱化計画(R4.3)
- ・浦添市地域防災計画(H31.3 修正)
- ・浦添市新型インフルエンザ等対策業務継続計画(H31.3)
- ・浦添市新型インフルエンザ等対策行動計画(H26.1)

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・窓口相談や巡回相談時に市のハザードマップ等を活用しながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・市広報誌や会報誌、各 HP、SNS等において、リスク対策の必要性や効果的な施策、損害保険等の各種制度の案内、事業者BCPに取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・実効性の高い事業者BCP(取組みやすい簡易版を含む)策定支援や効果的な訓練等について情報やノウハウを持つ企業・専門家を紹介する。
- ・事業継続の取組に関する専門家や損保会社を招き、普及啓発セミナーや行政施策の紹介、災害による被害を補償する損害保険の紹介等を実施する。
- ・流行り病や自然災害は、常に発生する可能性があることを想定し、虚偽過大な情報に惑わされることなく、冷静に状況を判断するために、正しい情報元を把握しておくことを周知する。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症等に関して、行政から発表される業種別ガイドライン等に基づき、事業者へ対策情報を周知をする。

2) 商工会議所の事業継続計画の作成

令和4年度に策定済み。今後、適宜見直しを行い内容の更新や見直しを行っていく。

3) 関係団体等との連携

- ・当所と連携する損害保険会社や士業等に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・当所相談者や専門家派遣などを利用した事業者に対して、BCP 等取組状況を確認する。
- ・必要に応じて本計画に携わった連携機関などへ状況確認や改善点等について協議する。
- ・管内小規模事業者の計画策定率についてアンケート形式等で適宜、情報収集に努める

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・浦添市が実施する防災訓練や「浦添市産業振興センター・結の街」の指定管理者として防災訓練への参加及び協力を行う。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等の発災時には、人命救助を最優先とする。
そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後12時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ・感染症などの国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における災害対策本部(総務部所管)と当所が連携し感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、当所と浦添市は以下の間隔で被害情報等を共有する。
(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度(約500件)の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度(約50件)の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度(約50件)の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度(約5件)の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

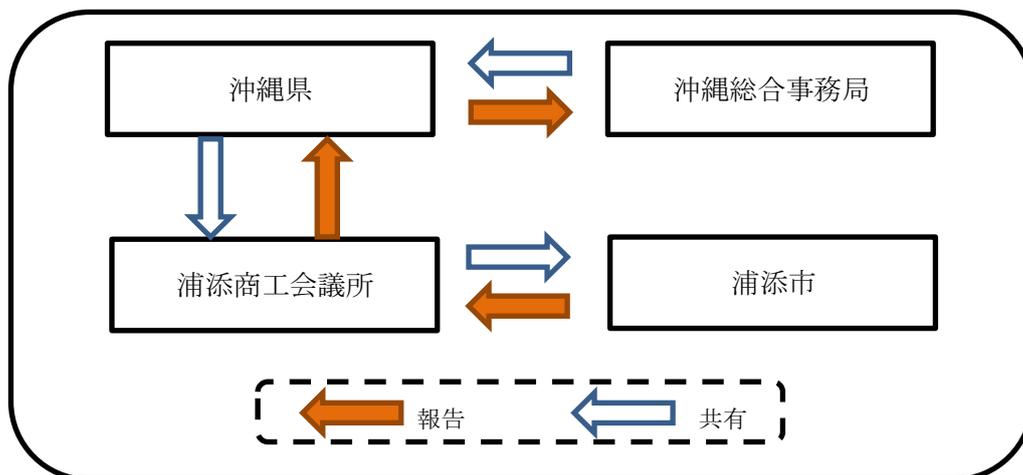
【被害情報を共有する間隔】

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間以降	必要に応じて適宜共有する

- ・当市で取りまとめた浦添市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動の可否、または活動の内容について決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
 - ※緊急を有する場合は、各組織の判断で各自直接連絡を取り合う。
- ・当所は、別紙様式を利用するなど被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当市と連携する(当所は、国・県の依頼を受けた場合、所内で体制などの確保について検討した上で、特別相談窓口等を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

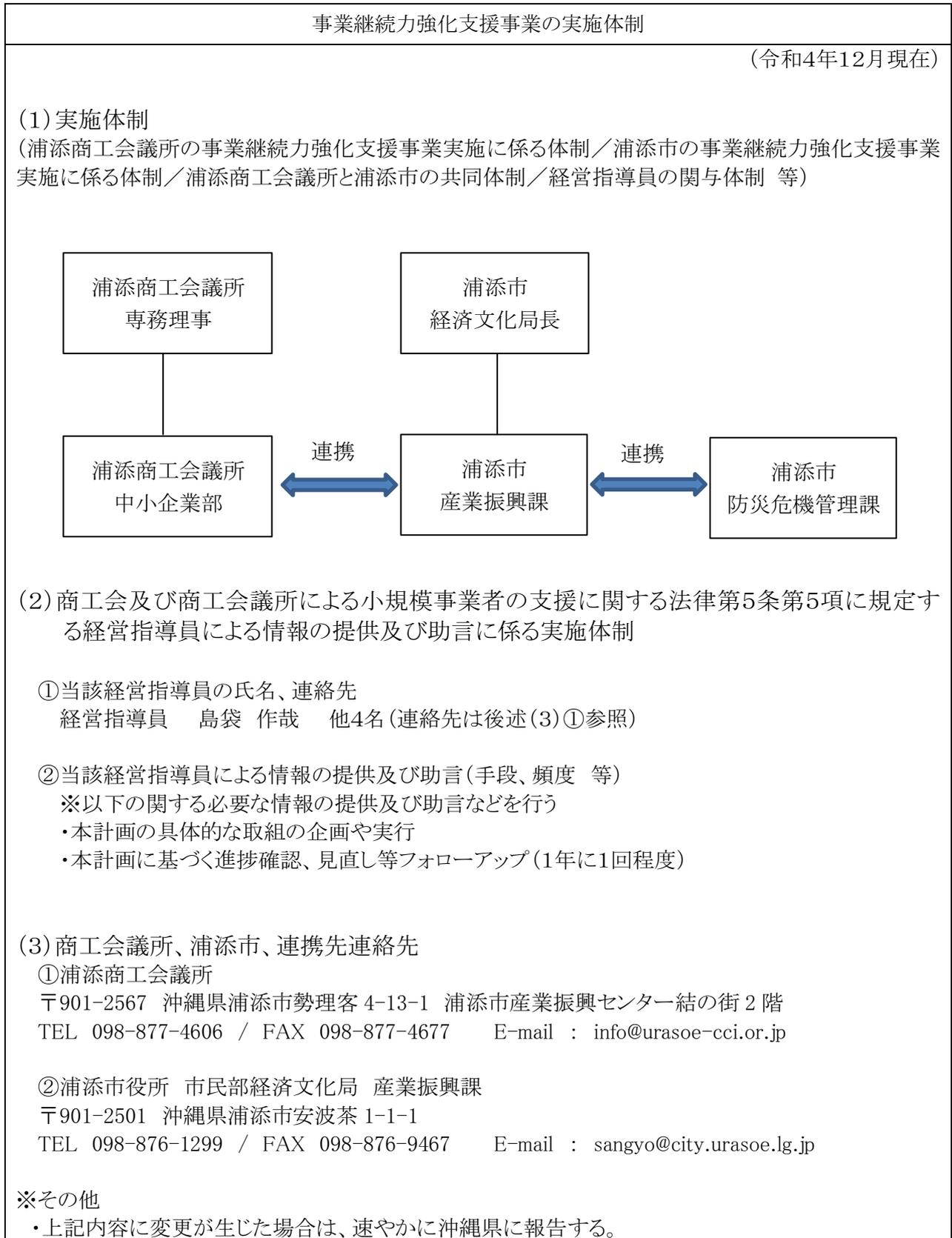
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。(沖縄県商工会議所連合会や沖縄県商工会連合会等)

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、なるべく速やかに沖縄県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・協議会運営費	0	0	0	0	0
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、浦添市補助金、沖縄県補助金、日本商工会議所事業費、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。